とし、同条第三十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を削り、同条第三十五項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

附則第九条第一項中「を除く。）の数」を「（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「同条第二項第二号に規定する」を削り、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加える。

附則第九条の二第二項中「附則第七条第二項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十条の二の二第一項中「附則第十二条の二の四第一項第二号」を「附則第十二条の二の七第一項第二号」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十二条の二の四第一項第三号」を「附則第十二条の二の七第一項第三号」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の二の四第一項第四号」を「附則第十二条の二の七第一項第四号」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の四第一項第五号」を「附則第十二条の二の七第一項第五号」に改め、同条第七項及び第八項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第九項中「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に改める。

附則第十一条第一項から第五項までの規定中「附則第十五条第二項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条第六項中「附則第十五条第三項」を「附則第十五条第二項」に改め、同条第七項から第十項までを削り、同条第十一項中「附則第十五条第四項の表の第四号」を「附則第十五条第三項」に、「第五条第一項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第八項」に改め、「同項第二号に規定する短時間労働者」の下に「（以下この項において「短時間労働者」という。）」を加え、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「同条第二項第二号に規定する」を削り、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、「港湾法施行令」の下に「（昭和二十六年政令第四号）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十五項」に改め、「電気通信事業者」の下に「又は有線放送電話業者」を加え、「及び無線設備」及び「（次項において「高度通信施設整備事業」という。）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十八項から第三十項までを削り、同条第三十一項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十八項から第四十項までを削り、同条第四十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十二項から第五十四項までを削り、同条第五十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第六十項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十七項」に、「及び市内線路設備」を「、市内線路設備及び管理設備」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第三十八項」に、「第十九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第五十七項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条に次の一項を加える。